

会社が謝罪文手交 しかし形式的謝罪は認めない！

本部は10月23日16時、最高裁による「行政訴訟M」完全勝利決定に基づき、本部・本社間で謝罪文の手交を行いました。会社は、社長名の謝罪文にもかかわらず本社人事部の担当課長が手交を行い、また手交場所も本社会議室に組合側に来させるという態度で、とても謝罪するというものではありません。

このよう会社の姿勢に対し淵上委員長から「組合側勝利の最高裁決定は10件、その内8件が不当労働行為だ。意図的に不当労働行為を行っているのか。会社は教訓とせよ。」と抗議しました。



平成26年10月23日
ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和 殿
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博 殿
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分會
執行委員長 村上 正勝 殿

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 柘植 康英 殿



当社の新幹線鉄道事業本部関西支社名古屋車両所が、平成17年5月22日から同年9月12日までの間に、ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分會の組合掲示板から、掲出中の下記5点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。
今後このような行為を繰り返さないよう留意いたします。

記

- 1 平成17年5月22日撤去の見出し「「いじめのようなことは当社にはない！松本社長！ウソはやめろ！」の掲示物
- 2 同年6月3日撤去の見出し「いじめ日勤教育反対！社員運用の変更撤回！第十八回定期大会を成功させよう！」の掲示物
- 3 同年8月8日撤去の見出し「JR西日本2年で1182件の「日勤教育」の掲示物
- 4 同年9月8日撤去の見出し「会社による組合掲示物の不当な撤去を許さない！具体的な理由を明らかにせよ！」の掲示物（カラー刷り）
- 5 同月12日撤去の見出し「会社による組合掲示物の不当な撤去を許さない！具体的な理由を明らかにせよ！」の掲示物（白黒刷り）

以上

会社は真摯に反省し、不当労働行為をやめろ！